

〒280 千葉市要町2番8号(労働組合会館)
 電話 (鉄道) 千葉 2935・2936番
 (公) 千葉 (22) 7207番

90.3.27 No.3188



月刊 労千葉

電車(空港)を抜かす

不当効用を実行する当局

「違法スト」の独断的決闘つけ
 重大な不当効用行動



が高明

労働千葉が、国労の七二時間ストとともに闘つた八四時間ストライキは、清算事業団問題を政治・社会問題の焦点に押し上げ、当局とJR総連結託体制の根幹をゆるがす強烈な打撃を与えることに成功した。窮地に陥った当局は、今必死でその巻き返しに出ている。

裁判で負けても、長期裁判で労働千葉にダメージを与える」と絶叫し、一斉に報道機関を使い「労働千葉の抜き打ちストは違法スト」なる「宣伝」

に乗り出し、懲戒免職を含めた不当な処分策動等を強めている。こうした目に余る違法行為の上塗りと思いつかに、労働千葉顧問弁護団はいち早く“抗議声明”を発し、当局の違法・不当効用行為に反撃に起たなければならぬ。

「100%事実に反する抜き打ちスト」の決めつけ

当局は、三月二三日各社新聞朝刊と夕刊に“お詫び”広告を掲載し、その中で、

国鉄千葉動力車労組は突如、一八日正午より抜き打ち的にストに突入するという公益事業の組合としてあつてはならない違法行為を行つたため、大混乱するにいたしました。

そもそも労働千葉は、“奴隸協定”である労働協約は締結されていないのであり、本来なら“原告の義務”はないのだが、あえて①一月五日、労働省・中労委へ「争議行為に関する通知」②三月一日、「労働千葉発五号」

3/30

正午の勝利

運転係及び営業
地上勤務者

16時本社前行動
18時清算事業団
自争勝利

中央集会(勝利)
針動員

①スト突入二〇時間前から庁舎内の組合員を排除した。②泊り乗務員に對し、スト突入以前にもかかわらず泊施設においては、

③スト突入二〇時間前から常軌を逸したスト圧殺攻撃そのものである。このことは何度もつきりさせなければならぬ!

田沼では、職場をフェンスで囲み、正門入口を閉鎖、サーキュライト、ビデオカメラで“威嚇”し、刑務所同然の異常な状態にもちこみ、加えて一八日には朝から組合事務所の前にトタンフェンスを設置するなどの暴挙に出た。④千葉転においては、

「スト圧殺」にある! 混乱の原因と責任は

をもつて“争議行為に関する通知”を行い、その中で繰り返される当局のスト破壊を弾劾し、「会社及び警察権力から不当な介入・不当効用行為及びスト破壊行為があつたこと」を強く警告し、それを付記して書面で通告を行つてはいる。(3)さらにこの間、口頭で再三にわたって「戦術拡大について」は、一二時間前倒し実施

もありうることを強調してきたのである。(4)三月九日と一五日の記者会見でも、戦術についてご細かく説明してきたところであり、そのほか街宣や、三月一二日の本社抗議行動でも声を大にして主張してきた通りである。当局の「抜き打ちスト・違法スト」という決めつけほど卑劣で、卑怯な言いがかりは他にない。

一八日午前八時から門を開鎖し、ピケをはり出勤した組合員の入構や通行を実力で妨害する。等々、枚挙に暇がない!

労働千葉は、このスト視し、一八日午前九時五〇分、事態改善を求める申し入れる。しかしそのきざし無し。再三にわたり申し入れ午前一時一分当局に対し、一二二時四〇分当局は「要リミットである」旨通告、一一時三五分が一分当局に対する一時三五分が以降全乗務員の突入については、一一時三五分がリミットである」と回答。一一時四〇分当局は「要リミットである」と拒否回答。「一二時以降ストに突入するがそれで良いのか」と念を押し、当局側は「やむをえません」と回答。当局の不当なスト圧殺攻撃からストライキを防衛するため正午から突入。

以上が事実経過である。全組合員は、怒りの弾劾に起とう!

労働関係調整法(労調法)上も一〇〇%適法スト!